

# カット野菜製造業等の事業者が 小規模事業場等排水対策指導要領の対象になりました

愛知県は、伊勢湾（三河湾を含む）に流入する水質汚濁負荷量の削減を目的とし、水質汚濁防止法に基づく水質総量削減制度の対象外となる工場・事業場のうち、一定の汚濁負荷があるものについて、小規模事業場等排水対策指導要領（以下「要領」という）を策定し、汚濁負荷量の削減を指導しています。

今回、新たに、カット野菜製造業等に係る施設が要領の指導対象となりました。

## ● 対象となる工場・事業場

カット野菜製造業、カットフルーツ製造業のうち、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場  
※愛知県食品衛生条例の届出をされている工場・事業場は対象となる可能性があります。

※排水を公共用水域に放流している工場・事業場が対象となります。排水を下水道に放流している事業場については対象外です。

## ● 適用施設

野菜又は果実の洗浄又は切断等による加工を専ら行う業の用に供する原料処理施設、洗浄施設及び脱水施設が対象となります。

原料処理施設(例) : カッター、スライサー、ピラー等

洗浄施設(例) : 洗浄機、洗浄槽等

脱水施設(例) : 脱水機、スピナー等

※移動可能な器具(包丁、ザル等)は施設ではないため対象になりません。

## ● 指導値

カット野菜製造業等に係る指導値は下表のとおりです。

項目	化学的酸素要求量(COD)	窒素含有量	りん含有量
指導値 (mg/L)	160	120	16

※ただし、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の工場・事業場について適用

## ● 指導値の適用時期

令和2年12月1日時点で既設の工場・事業場は、令和3年12月1日より適用となります。  
令和2年12月1日以降に設置される新設の工場・事業場については、令和3年6月1日より適用となります。

工場・事業場の区分	要領の改正日	指導値の適用日（要領の施行日）
既設 (令和2年12月1日時点で対象施設を設置済または設置工事中の工場・事業場)	令和2年 12月1日	令和3年12月1日
新設 (令和2年12月1日以降に 対象施設を設置する工場・事業場)		令和3年6月1日

本件に関するお問い合わせは、工場・事業場の設置されている市町村を所管する県民事務所等環境保全課へお願いします。(裏面)

## Q&A

### 1. 届出が必要?

今回の改正により、県に対して新たに届出等を提出する必要はありません。

### 2. 排水量の確認方法は?

自社の排水量が不明である場合は、一日の使用水量を水道メーター等から読み取り、概算で算定してください。

### 3. 水質検査はどのように行う?

(一社)愛知県環境測定分析協会の会員等の検査を実施している団体・事業者にお問い合わせください。なお、県として特定の水質検査に係る事業者の紹介はしていません。

### 4. COD・窒素及びりん分析を年に何回行う?

要領では測定回数の定めはありませんが、自社の定常状態における排水の実態を確認してください。また、大きく工程や製造品目を変更したときなど、適宜測定を実施してください。

#### 参考 1. 水質総量削減制度・総量削減計画

水質総量削減制度は、閉鎖性海域の水質汚濁を防止するため、**化学的酸素要求量(COD)、窒素及びりん**に係る汚濁負荷の総量を削減しようとする制度です。伊勢湾に係る水域では、愛知県、三重県及び岐阜県の一部地域が指定地域となっています(右図参照)。

指定水域を有する都府県知事は、汚濁負荷量の削減に向けて総量削減計画を策定することとなっています。本計画に基づき、下水道の整備や各種事業場への規制(総量規制基準)が実施されています。

ホームページ「水質総量削減」

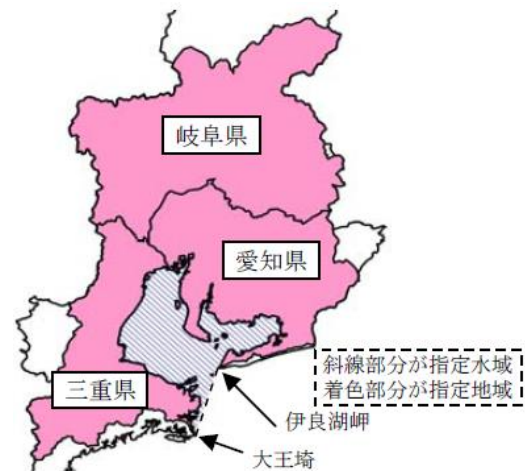
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/0000047072.html>) 参照

#### 2. 小規模事業場等排水対策指導要領

水質総量削減計画の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し、汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定めたものです。要領により、汚濁負荷量の削減を指導される事業場等(小規模事業場等)が細かく規定されています。最新の要領については、次のホームページを御確認ください。

「小規模事業場等排水対策指導要領」

(<https://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/shokiboyoryo.pdf>)



お問い合わせ先	電話番号	所管区域
東三河総局県民環境部環境保全課	0532-35-6112	豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽辰興事務所環境保全課	0536-23-2117	新城市、北設楽郡
尾張県民事務所環境保全課	052-961-7254	犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、西春日井郡、丹羽郡
	052-961-7255	瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、愛知郡
海部県民事務所環境保全課	0567-24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
知多県民事務所環境保全課	0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
西三河県民事務所環境保全課	0564-27-2875	西尾市、額田郡
	0564-27-2876	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
豊田庁舎豊田加茂環境保全課	0565-32-7494	みよし市

※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市については、要領の対象ではありません。